備考 7　積載方法の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。だたし、ES01からES05まで並びにA、B、C、D及びEについては、第2欄に掲げる船舶の区分に応じ、第3欄に定めるものとする。

記号	意義	
ES01	旅客船以外の船舶	甲板上積載（火薬庫）又は甲板下積載
	旅客船	甲板上積載（火薬庫）又は甲板下積載
ES02	旅客船以外の船舶	甲板上積載（火薬庫）又は甲板下積載
	旅客船	甲板上積載（火薬庫）又は甲板下積載（火薬庫）
ES03	旅客船以外の船舶	甲板上積載（火薬庫）又は甲板下積載
	旅客船	－
ES04	旅客船以外の船舶	甲板上積載（火薬庫）又は甲板下積載（火薬庫）
	旅客船	－
ES05	旅客船以外の船舶	甲板上積載（火薬庫）
	旅客船	－
A	旅客船以外の船舶及び第5条第4項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載又は甲板下積載
	第5条第4項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載又は甲板下積載
B	旅客船以外の船舶及び第5条第4項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載又は甲板下積載
	第5条第4項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載
C	旅客船以外の船舶及び第5条第4項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載
	第5条第4項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載
D	旅客船以外の船舶及び第5条第4項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載
	第5条第4項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	－
E	旅客船以外の船舶及び第5条第4項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載又は甲板下積載
	第5条第4項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	－
1	居住区域から離れた場所に積載すること。	
2	甲板上積載をする場合は、食料から水平距離で6m以上離れた場所に積載すること。甲板下積載をする場合は、食料と同一の船倉又は区画に積載しないこと。ただし、当該危険物又は食料のいずれか一方がコンテナに収納されている場合は、当該危険物を食料から水平距離で3メートル以上離れた場所に積載することができ、当該危険物及び食料の双方がそれぞれ異なるコンテナに収納されている場合は、当該危険物を食料から離して積載することを要しない。	
4	甲板上積載をする場合は、食料から水平距離で12m以上離れた場所に積載すること。甲板下積載をする場合は、食料と一船倉又は一以上離して積載すること。ただし、当該危険物又は食料のいずれか一方がコンテナに収納されている場合、甲板上積載をする場合は、食料から水平距離で6m以上離れた場所に積載することとし、甲板下積載をする場合は、食料と同一の船倉又は区画に積載しないこととする。	
5	できる限り温度の低い場所に積載すること。	
6	できる限り乾燥した場所に積載すること。	
7	動植物油類から水平距離で3m以上離れた場所に積載すること。	
8	食料から水平距離で3m以上離れた場所に積載すること。	

9	甲板上積載をする場合は、動植物油類から水平距離で6m以上離れた場所に積載すること。甲板下積載をする場合は、動植物油類と同一の船倉又は区画に積載しないこと。
11	熱源から水平距離で2.4m以上離れた場所に積載すること。
12	甲板下積載をする場合は、排気式機械通風装置を作動させること。
21	イ　非開放型のコンテナに収納し、又は非開放型の自動車等に積載して運送する場合を除き、ベール状のものは、覆布等で覆われていること ロ　貨物区域は、清掃され乾燥され油又はグリースが取り除かれていること ハ　貨物区域の通風装置の排気口には、発火を防止するための金網を備え付けること ニ　貨物区域の他の開口部、入り口及びハッチは、確実に閉鎖されていること ホ　積荷役中断中、ハッチが開放状態の場合には、火災防止のための監視が維持されていること ヘ　荷役中の付近での喫煙は禁止し、消火設備を用意し危急の操作ができるようにしておくこと
23	イ　袋に収納した場合には、通風換気を施すこと ロ　機関室又は加熱燃料タンクの隔壁の加熱される可能性のあるパイプ及び隔壁から3m離して積載すること ハ　航海中船舶の各高さにおいて規則的に温度計測を行い記録すること ニ　貨物の温度が周辺温度を超え上昇し続ける場合には、通風換気を中止すること
24	当該危険物を収納した容器を積重ねて運送する場合には、次によること。 イ　航海中1日に3回温度を計測すること ロ　貨物の温度が55℃を超え上昇を続ける場合には、船舶への通風を制限すること。自己発熱が続く場合には、二酸化炭素又は不活性ガスを注入すること。船舶へ二酸化炭素又は不活性ガスを注入できる設備を備えなければならない ハ　貨物は、熱源から水平距離で2.4m以上離れた場所に積載すること コンテナで運送する場合には、次によること。 イ　収納後、ドア及び他の開口部は、空気の侵入を防ぐために密閉すること ロ　航海中早朝に1日1回温度を計測し記録すること ハ　船舶の温度が周辺温度より過度に上昇し続ける場合には、緊急で多量の水を適用する必要性及び船舶の復原性への危険性を考慮すること ニ　貨物は、熱源から水平距離で2.4m以上離れた場所に積載すること
25	イ　表層を含む通風換気を行うこと ロ　航海が5日を超える場合には、二酸化炭素又は不活性ガスを貨物区域に注入する設備を備えること ハ　袋に収納されている場合には、二重ストリップ方法で積付けること ニ　航海中船舶の各高さにおいて規則的に温度計測が行われ記録されなければならない。貨物の温度が55℃を超え上昇し続ける場合には、通風換気は、中止されなければならない。この場合において、自己発熱が続く場合には、二酸化炭素又は不活性ガスを注入すること
26	イ　溶剤の残留蒸気の除去を促進するために表層通風換気を行うこと ロ　袋に収納された貨物が積載され、かつ、航海が5日を超える場合には、船舶の各高さにおいて規則的に温度計測を行い記録すること。（通風換気が行われない場合に限る。） ハ　航海が5日を超える場合には、二酸化炭素又は不活性ガスを貨物区域に注入する設備を備えること
27	乾燥状態に保つこと。
28	通風換気を行うこと。
29	鋼製ドラムに収納されている場合には、「B」とすることができる。